

## 多重債務 規制より再起支える場を

NPO法人女性自立の会理事長

ありた ひろみ  
有田 宏美



## 私の視点

多重債務防止を目的に改正貸金業法が6月18日に完全施行された。借入総額は年収の3分の1以下に抑えられ、無収入の専業主婦は配偶者の同意なしには借りられなくなった。この法律は、家計を自律的にコントロールでき、規制の対象とする必要のない健全な消費者まで巻き込むことになりかねない。

一方、銀行の住宅ローンやカードローンは対象外で、多重債務を根絶できるわけではない。「低利なら大丈夫では」と考える人もいるかもしれないが、現実はずう。

私は1996年から、ボランティアと寄付金に頼りながら、4千人以上の多重債務に陥った女性への無料相談をしてきた。経験上、住宅ローンの返済が引き金となり多重債務に陥るケースは少なくない。さらに2008年に過去の相談者を実施したアンケート結果によれば、多重債務のきっかけの多くは、ショッピング中心のクレジットカードの利用からだった。

複数のカードやリボルビング払いを使い始めると、負債の総額をきちんと把握するのは難しい。月々の支払いが困難になると、カードによるキャッシングに頼り始め、泥沼にはまる。こうして、たとえ法定利息内でも返せない借金を抱えてしまうのだ。最初から消費者金融で借りた人は3%だけだった。

もちろん、借の手自身の責任もある。だ

が、貸手のカード会社や信販会社が「手持ちの現金がなくても欲しい物が買える」という面だけを強調した結果、自己管理能力の乏しい人を多重債務に陥らせてしまった面も否めない。

法律で借り手を一律に縛るよりも、貸手はカードの発行時に借金が膨らむ危険性をきちんと説明し、急激に債務が膨らんだ人には注意喚起や相談窓口の紹介を行うべきだ。その方が貸手の責任を明確にするとともに借り手の自由度を高め、多重債務の防止にもつながるだろう。

法律が完全施行されたことにより、年収の3分の1を超える債務を抱えている人が、生活に困って相談に訪れるケースが増えている。

思い詰めての自殺など最悪の事態を防ぐため、安心して悩みを打ち明け、相談できる場が何より求められている。精神的な支えを得て初めて、家族に打ち明けたら自己破産の手続きをしたり、というつらい現実に向き合える人も多い。家計を立て直すためのカウンセリングも必要だ。

各地方の財務局や自治体には多重債務の相談窓口があるが、心のケアや家計の立て直しまできめ細かな助言をしているのは、一部のNPOや生活協同組合などごく限られている。多重債務は「心の問題、命の問題」として社会全体で取り組む場を増やしていくことを望みたい。